

大泉町公共下水道事業
業務継続計画
(下水道BCP)

群馬県大泉町

目 次

1 下水道BCPの趣旨と基本方針

1. 1	下水道BCPの策定趣旨	
1. 2	基本方針	1
1. 3	下水道BCPの対象とする業務の範囲	1
1. 4	下水道BCPの策定体制と運用体制	2

2 非常時対応計画

	非常時対応計画	3～4
--	---------	-----

3 事前対策計画

3. 1	データのバックアップ及び資機材の確保	5
3. 2	関連行政部局との連絡・協力体制の構築	5
3. 3	他の地方公共団体との支援ルール確認	5
3. 4	受援体制の整備と充実	5

4 訓練・維持改善計画

4. 1	訓練計画	6
4. 2	維持改善計画	
4. 2. 1	下水道BCPの定期的な点検項目	6
4. 2. 2	下水道BCP責任者による総括的な点検項目	6

5 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

5. 1	地震規模等の設定と被害想定	
5. 1. 1	地震規模の設定	7
5. 1. 2	水害規模の設定	7

1 下水道BCPの趣旨と基本方針

1. 1 下水道BCPの策定趣旨

- ・町内で、大規模な災害、事故等が発生した場合には、大泉町防災会議が策定した「大泉町地域防災計画」「大泉町業務継続計画」に従い業務を行うこととする。
- ・「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・「下水道事業の業務継続計画」（以下「下水道BCP」という）は、大規模な災害、事故等が発生した場合の公園下水道課内における業務継続計画であり、第一義的には「大泉町地域防災計画」「大泉町業務継続計画」が優先される。
- ・「下水道BCP」は、下水道施設が町民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

1. 2 基本方針

(1) 町民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

(2) 下水道事業の責務遂行

町民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 対象事象

大規模地震及び大規模風水害等を対象リスクとして策定する。

1. 3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

都市建設部公園下水道課が所管する下水道事業の全業務を対象とする。

1. 4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。

(1) 下水道

区分	部署・氏名	役割
最高責任者	都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・町長への報告 ・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業）等との調整の統括
実務責任者	都市建設部 公園下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
下水道事業 担当者	同課 下水道係長	<ul style="list-style-type: none"> ・実務責任者の補佐 ・県との調整 ・関係行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業）等との調整（担当窓口） ・下水道BCP策定事務局 ・連絡先リスト等の定期点検
	同課 係員	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の企画及び実施

2 非常時対応計画

時間	(標準的な) 行動内容
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 ・火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を事務室へ誘導。
直後	職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。 ・担当者は不在職員（外出、休暇等）の把握と安否を確認 ・不在職員（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡
～3 時間	大泉町災害対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・町長を本部長とした、大泉町災害対策本部の立ち上げ。 ※以後、大泉町災害対策本部の都市建設班として活動を最優先する。
直後～ 随時	関連行政部局との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局（土木管理課、群馬東部水道企業団等）との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局（土木管理課、群馬東部水道企業団等）との共同点検調査の実施方針を検討。
直後～ 8 時間	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷 するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・台帳類等が損傷した場合は、すみやかに業者に再出力等を依頼。

時間	(標準的な) 行動内容
3 時間～ 随時実施	<p>県への被害状況等を連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県（下水環境課）へ被害状況等第 1 報を連絡。 ・ 以後、必要に応じ随時報告。 <p>処理場との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西邑楽水質浄化センターと連絡調整を図る。
～24 時間 随時実施	<p>被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・ 被災状況／復旧見通しに関する情報を町災害対策本部へ伝達。町災害対策本部から、被害状況等の第 1 報を発表。 ・ 個別住民からの問い合わせ対応（排水設備の修理業者の紹介等） ・ 被害状況に応じて下水道の使用自粛を要請
～3 日	<p>緊急点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・ 調査用具、調査チェックリストを準備。 ・ 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。 <p>緊急調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な幹線等の目視調査を実施。
～3 日 適宜実施	<p>関連行政部局との連絡調整（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急措置等を行うにあたって、群馬東部水道企業団、土木管理課と協議。 <p>緊急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水溢水箇所への緊急措置。 ・ 備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、民間業者に作業要員等を要請。 <p>支援要請及び受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請先の選定、要請内容等を連絡。 ・ 受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。 ・ 県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡。

3 事前対策計画

3. 1 データのバックアップ及び資機材の確保

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施予定時期
重要情報	下水道台帳の整備	路線番号や主要施設等が記載された台帳を整備。	同左	同左	対策済
	データのバックアップ	電子データの紙媒体での事務所保管及び電子データについては(株)パスコにてバックアップデータを保管	同左	同左	対策済
設備	下水道台帳システムの停電対策	無停電電源装置により停電後30分程度給電が可能で、当該時間内に正常終了すればデータ破損はない。	同左	同左	対策済

3. 2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築

大泉町地域防災計画（風-70頁 第4 職員の非常参集）及び大泉町業務継続計画（12頁 3 業務執行体制）のとおり

3. 3 他の地方公共団体との支援ルール確認

大泉町地域防災計画（風-73頁 第5 広域応援の要請等）のとおり

3. 4 受援体制の整備と充実

大泉町業務継続計画（13頁 4 受援体制）のとおり

4 訓練・維持改善計画

4.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	対象者	予定時期	実施場所
安否確認訓練	<ul style="list-style-type: none"> 全職員は、携帯電話メールにより安否を連絡。 安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ。 	全職員	毎年	庁舎

4.2 維持改善計画

4.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期
人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか。	年2回 (6月、12月)
関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更がないか。	年1回 (6月)
重要なデータや文書のバックアップを実施しているか。	年1回 (6月)
策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関連する文書がすべて最新版に更新されているか。	年1回 (6月)

4.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目

<実施時期：毎年12月頃>

点検項目
事前対策は、確実に実施されたか。また、過去1年間で実施した対策を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか。
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか。
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか。
下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか。

注：下水道BCPの責任者は、定期的に点検と是正措置が十分に行われているか確認するとともに、要検討課題を認識し、次年度以降の方向性を打ち出す必要がある。

5 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

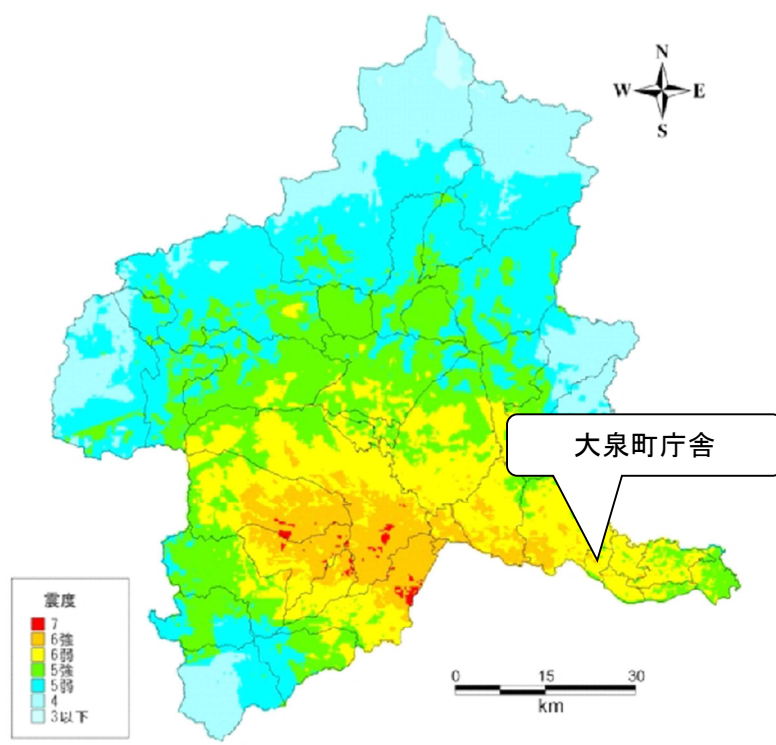
5.1 地震規模等の設定と被害想定

5.1.1 地震規模の設定

大泉町下水道BCPでは、以下の地震が発生したことを想定して被害想定を行う。

地震規模	震度6強
------	------

※津波被害の想定はしない。



出典；群馬県地域防災計画（関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)）

5.1.2 水害規模の設定

大泉町地域防災計画に定められた水害が発生したことを想定して被害想定を行う。